

『住所変更届』の届出方法に関する変更について

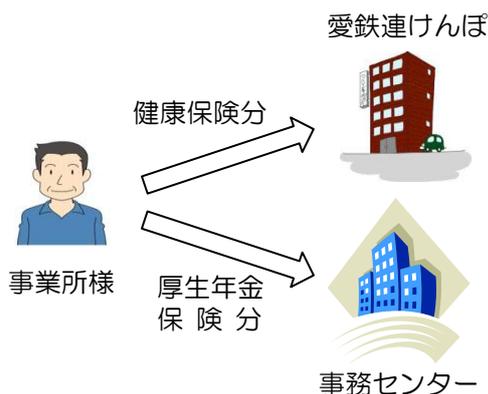
日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先にお知らせしております通り、平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度の施行に伴い、平成 29 年 1 月受付分からは、健康保険に関係する事務以外にマイナンバーを取り扱うことができなくなるため、厚生年金保険分の届出用紙について、当組合での受付・回送等の取り扱いができないこととなりました。そのため、平成 29 年 1 月以降の新様式は厚生年金保険分と健康保険分を別々に届出いただくこととなっております。それに伴い、被保険者、被扶養者の方々の住所変更届について、これまでは、厚生年金保険分の届出用紙の原本をお送りいただいた場合、当組合から日本年金機構事務センターに回送させていただいておりましたが、今後は、住所変更届についても、厚生年金保険分と健康保険分を別々にそれぞれ所定の届出用紙にて作成し、ご提出いただきますようお願い申し上げます。(厚生年金保険の届出用紙が当組合に提出された場合は、事業主様あてに返戻させていただきます)

なお、当組合の住所変更届につきましては、その他の届出用紙と同様に新様式とさせていただきます。平成 29 年 1 月から住所変更をされる場合は、必ず、別添の当組合の所定の届出用紙にてご提出ください。

ご不明な点がございましたら、健保組合（健康管理課）までお問い合わせください。

【平成 29 年 1 月受付以降の届出方法】



健康保険分の届出については、組合の所定の様式を使用し、当組合にご提出ください。

※当組合への届出の際に、厚生年金保険の所定の様式は使用していただけませんので、ご注意ください。(コピーも不可)

厚生年金保険分の届出については、厚生年金の所定の様式を使用し、事務センターにご提出ください。

※厚生年金保険分の届出の受付、または、事務センターへの回送は平成 29 年 1 月受付分以降、できなくなりますので、ご注意ください。

◎届出用紙は健康保険分・厚生年金保険等分とそれぞれ作成・提出が必要となります。

【お問い合わせ先】

愛鉄連健康保険組合 健康管理課

TEL : 052-461-6131 FAX : 052-461-6135

MAIL : kenkoukanri@aiteturen-kenpo.or.jp